

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|-------|------------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名 | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| うきは市 | 御幸地区 | 令和3年12月10日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕作面積 | 486.9ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地保有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 330.9ha |
| ③地区内における75歳以上の農業者農業者の耕作面積の合計 | 58.0ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 15.0ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 14.7ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 | 15.9ha |
| (備考) | |

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営の及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

2 対象地区の課題

アンケート調査で75才以上の農業者の耕作面積が58haとなっており、29%が後継者がいると回答している。圃場条件のよい農地については、中心経営体に集積が行われているが、ほ場条件の悪い農地については、集積が進んでいない現状である。

3 対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

農地については、中心経営体である認定農業者へ集積を図っていく一方で、認定新規就農者等の受入れを促進していく。また、後継者がいない中心経営体の事業承継への取組を推進する。

(参考) 中心経営体

| 経営体数 | (現状) 経営面積(a) | (今後) 経営面積(a) |
|------|--------------|--------------|
| 89 | 16,023 | 17,609 |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

| | |
|---------------|--|
| 農地中間管理機構の活用方針 | 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付を行っていただくよう周知を行っていくことで、中心経営体に効率の良い農業経営を進めていく。 |
| 事業承継への取組方針 | 中心経営体の高齢化に対応するため、後継者への意向を確認しながら事業承継への取組を行う。 |